

〔類聚名義抄〕總角アゲマキ

〔日本書紀二十〕二年明七月、蘇我馬子宿禰大臣、勸諸皇子與群臣謀滅物部守屋大連、略是時、
厩戸皇子東髮於額、古俗、年少兒年十五六間、束髮於額、十七八間、分爲角子、今亦然之、而隨軍後、

〔北邊隨筆一〕ひさご花

崇峻紀云、是時厩戸皇子東髮於額、云々、注云、古俗、年少兒十五六間束髮於額、十七八間分爲角子、今亦然之、このひさご花あげまきのふたつがうち、あげまきは、其名のちにも多くみゆれど、ひさご花の事、たしかなる例をみず、あげまきは、催馬樂に、總角安介萬支也、止宇々々、比呂波下利也、止宇止宇、左加利天禰太禮止毛云々、神樂歌に、總角總角乎和左田爾也、里天也、云々などみゆるは、いはゆる角子にて、みづらゆひたる童形の事なるべし、雅亮裝束抄に、わらは殿上のくだりに次て、みづらのゆひやうあり、まづとき櫛にて、ちこのかみをときまはして、ひらかうがいにて、わけめすぢより、うなじをわけくだして、まづ右のかみを、かみねにしてゆひて、左のかみをよくけづりて、あぶらわたつけなでなどして、もとよりをとるやうにけづりよせて云々、この詞、かの分爲角子とあるによくかなへるをおもふべし、

〔歷世女裝考〕四兒髻 文金髻

日本書紀崇峻天皇の御卷に、是時厩戸皇子聖德太子東髮於額、而隨軍後とある細註に、古俗、年少兒年十五六間束髮於額、十七八間分爲角子、今亦然之とある、此支註は、養老四年の時なり、束髮於額とあるを、ひさごばなにすと訓せてあるは、童髮を瓢のかたちひたひに下げてゆふ事、今も聖德太子の畫像にてあるべし、角子とは、乃兒髻なり、右の文を證として、兒髻は千百餘年前よりありしを、かやうに古き風なるゆるに、堂上の公達、御元服以前の童形の、御平目は兒髻なり、されば女童のゆふべきにはあらざるを、女童のゆふよしを、按に、いまだ潮花ひらかざるほど